

気候変動問題

世界の動向と日本のちがいを

一原 雅子 (いちはら・まこと)
神戸の石炭火力発電を考える会

はつらつ

本特集で取り上げられている神戸石炭訴訟は、日本では気候変動訴訟の先駆けとしての位置づけを持つ。しかし、世界では、気候変動訴訟は2000年前後以降、増加の一途をたどっている。

一般的に、社会課題の解決に裁判が利用される場合というのは、政治部門が適切に機能しないケースが多い。気候変動問題はその典型といえる。気候変動枠組条約が締結されたのは1992年だが、そこから今日まで、膨大な数の国際会議が開催され、その多くで、交渉は期待された通りには進捗しなかった。他方、気候変動の影響が人権侵害問題になるという認識も、国際社会では定着が進んでいる。実際、世界では裁判所が政府や企業に対して、より厳格な気候変動対策を取るよう命じるような判決が幾つか出されている。以下では、そのうちの主要な判決を3件紹介する。その上で、世界の動向と日本の違いについて、数点指摘したい。

世界の気候変動訴訟例

(1) Urgenda Foundation v. State of the Netherlands事件 (2019年最高裁判決・オランダ)

原告である環境保護団体Urgenda財団が、886名のオランダ国民の利益を代表し、国が従来掲げていた温室効果ガス

削減目標(2020年までに対1990年比で30%)を20%まで引き下げたことを受け、目標値の引き上げ(40%、または少なくとも25%)を行うよう命じる判決を裁判所に求めた事件である。裁判所は、一審から気候変動の影響が人権侵害をもたらすことを正面から認め、原告の請求を容れ、政府に対して2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス削減を達成するための措置を講じるよう命じ、この判断が概ね最高裁まで維持された。

(2) Neubauer et al. V. Germany (2021年憲法裁判所判決、ドイツ)

11名の若者が、ドイツ気候保護法が当時掲げていた温室効果ガス削減目標が、パリ協定の掲げる1.5℃目標達成には不十分であるとして、憲法裁判所に削減目標の引き上げを申し立てた事件である。ドイツは憲法裁判所を持ち、国が国民に対して負う基本権保護違反を直接訴えることが可能で、本件の申立人らも、生命・身体

に対する国の保護義務違反を主張した。連邦憲法裁判所は、現行の気候保護法における2030年目標の下で1.5℃目標を達成するためには、同年以降に過酷な排出削減措置を取らざるを得ず、将来世代である申立人らの基本権が著しく制約されると判断した。その上で、連邦議会に

するよう命じた。

(3) Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 事件 (2021年一審判決・オランダ)

オランダを拠点とする六つの環境保護団体とアフリカを拠点とする一つの環境保護団体、及び1万7379名の市民が、いわゆる石油メジャーであるRoyal Dutch Shellを被告として、Shellグループ全体から排出される温室効果ガス削減量について、2030年までに2019年比で45%、少なくとも25%の削減を命じる判決等を求めて提訴した事件である。一審のハーグ地方裁判所は、原告の請求を上限で認容し、Shellグループ全体からの温室効果ガス排出について2030年までに2019年比で45%の削減について、被告の事業活動範囲に応じて義務の程度に差を設けつつも、全体について義務を肯定した。被告からの控訴があり、現在、この事件は高裁で審理されている。

世界の動向と日本のちがいを

前項で見たような世界の動向と比較したとき、日本の特徴を以下3点指摘したい。

(1) 提訴や裁判続行における原告への過大な負担

第1に、日本では環境訴訟が極めて起

こしにくい。もともと弁護士数も少なく、裁判の提起・継続のための経済支援制度も不十分であることに加え、環境訴訟の場合しばしば、その被害を個人個人で考えると細分化されがちである。また、資金面、マンパワーの側面等で、多くの場合被告である企業等とは大きな格差があり、裁判を対等に闘い続けることが極めて難しい。この点は消費者問題にも共通するところで、こちらの問題については消費者団体訴訟制度が2006年に制定され、団体訴訟の道が開かれた。

気候変動訴訟においてしばしば問われる「気候変動の悪影響を受けない権利」の保障を裁判で勝ち取るには、少なくとも、その権利が明確にその社会で法的な権利として認識されていること、気候変動対策に逆行するような国の規制権限の不行使や、企業活動が違法であると判断されること、原告が主張する人権侵害と被告の行為との間に法的な責任を根拠づけ得るだけの因果関係が認められる必要等がある。この全てを個人レベルで裁判において十分に立証する事は極めて難しい。実際、前項で紹介した3件の海外の事件は、NGOが原告となり、団体訴訟制度を活用している。日本で環境訴訟を提起する場合、刑事責任を問う形を取る場合も一部みられるが、多いのは企業等を直接相手取る民事訴訟と、適切な規制権限を行使しない国等の責任を問う行政訴訟である。いずれの場合も、環境保護団体に原告適格(原告として裁判を提起し得る地位)は認められていない。

また、実際に裁判を続けていく際にも多様な障壁がある。例えば、日本の法廷は基本的に平日の日に開廷されるが、これは仕事を待つ人々にとって参加が困難な事情

となる。また、いまだにテレビ報道やオンライン中継も認められていないため、社会の関心を引き続けることも容易ではない。加えて、裁判は長期に渡ることが多く、原告には負担とともに、社会の関心も薄れていきがちである。

(2) 司法が行政裁量を広範に捉える傾向

日本の司法は「司法消極主義」(立法・行政の判断を尊重し、司法権の行使を限定的に捉える立場)を取るとされる。気候変動政策は、国際交渉によって各国の削減義務内容が定まることや、経済界を含む多様な関係者や事情を総合的に考慮した上で判断される側面がある。このため、日本のみならず世界の多くの国々で、気候変動対策は行政府の所管事項だとみなされることがこれまで多かった。

しかし、既に指摘したように、気候変動影響が人権侵害問題になるとい認識も、国際社会では定着が進んでいる。先に紹介したオランダの裁判例を含め、世界の気候変動訴訟においては、裁判所がこの認識を示して気候変動対策を積極的に押し進める方向性を持つ判決を出す例が、近時増加している。人権問題は当然に司法の領域内の問題である。しかし、日本の裁判所は残念ながら、司法消極主義が相まって、いまだその認識に至っていないように思われる。

(3) 日本の気候変動問題に対する危機意識が一般的にまだ十分でないこと

先のCOP27で日本は3度目の化石賞を受賞した。そもそも首相が出席せず、いまだに国内で166基の石炭火力発電所が稼働している国である。日本からCOP等の国際会議に出席した方がたびたび口

にするのは、海外における気候変動に対する危機意識の高さと日本のそれとのギャップの大きさである。日本は国際的にみて、気候危機の深刻性も、それを根拠づける気候科学への国民的信頼も、なお極めて不十分だといえる。

大阪高等裁判所の判決では、原告適格の否定について「なお、この判断は、現時点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂排出に係る被害を受けない利益の内実が定まらうてゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない」との判示がある。日本国内でも気候危機が人権問題であるという世論を高めていくことは、上告中である最高裁判所の判断に当たって参照される社会情勢を変ええる意味でも外圧をもたらすために、極めて重要である。

日本に生きる消費者としてできることへの提案

裁判は、司法権の発動を介して、国政に効果的に働きかける極めて有効な経路であり、かつ、選挙権の有無等に拘わらず、原則として誰もが活用できる方途である。

消費者はこれまでも、経済界や富裕層には看過されがちな市井の人々の生活を守るために、多様な消費者活動を展開してきた。気候変動問題においても、同様の活動を通じて、世論を変え、裁判所に訴えかけることができるはずである。今回の裁判で問題となった石炭火力発電も、消費者には火力発電所由来の電気ではなく再生可能エネルギーを選択できる自由があることを訴える等、今すぐにはできないことは幾つかある。